



この時期になると、「ボジョレーヌーヴォー解禁！」というポスターを見かけるようになります。解禁日は、ワインの早出し競争による品質低下を防ぐためフランス政府により設けられました。もともと 11 月 15 日が解禁日でしたが、この日が土日にあたるとワインの運搬業者が休みになってしまうため 11 月の第 3 木曜日に改定されたようです。安息日には働かない！というフランスらしいエピソードです。

今年の解禁日は 15 日で、日本は日付変更線の関係でフランスより早く解禁日を迎えることになります。

～ 平成 30 年分年末調整のポイント ～

1. 平成 30 年分年末調整の変更点

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者の年収	150 万円以下	150 万円超 201 万円未満
世帯主の年収	配偶者控除/配偶者特別控除	
1120 万円以下	38 万円	3～36 万円
1120 万円超 1170 万円以下	26 万円	2～24 万円
1170 万円超 1220 万円以下	13 万円	1～12 万円
1220 万円超	0 円	0 円



上記の様に配偶者控除の上限 103 万円が 150 万円に、配偶者特別控除の上限 151 万円が 201 万円までそれぞれ引き上げられています。また配偶者控除を受ける本人の所得が高いほど控除枠が減る仕組みとなっており、給与収入が 1,220 万円を超える場合は例えば妻が働いていなくても配偶者控除は一切受けられません。

配偶者控除（特別控除）を受ける社員は、今年から新たに「配偶者控除等申告書」の提出が必要となりますので注意しましょう。

2. 平成 30 年分年末調整の Q&A

① 確定申告する人は年末調整しなくていい？

年末調整は必要です。残念ながら確定申告をすれば年末調整を省略できるという仕組みにはなっていません。ただし年間の給与所得が 2000 万円を超える人は年末調整の対象外となっています。

② 今年退職した人の年末調整は必要？

死亡退職の方等の例外はありますが、基本的に退職者の年末調整は必要ありません。ただし 12 月給与を受けとり本年中の給与所得が確定した後、年末ぎりぎりに退職される方は、年末調整の対象となるので注意しましょう。

③ 前の職場が源泉徴収票を発行してくれない場合は？

納税者本人の還付などにもかかわるため発行してもらうよう交渉する必要がありますが、どうしても無理なときは年末調整は行わずに確定申告をすることになります。

④ 今年亡くなった親の扶養はどう扱う？

親族の死亡に関しては、年始から扶養状態にあった場合は扶養親族として扱われます。

【災害備蓄品の損金算入時期】

2018年は豪雨、台風、地震など日本全国で大きな災害が相次ぎました。

このような万一の災害に備えて、非常用食料品やヘルメット、毛布等を備える企業が増えているようです。

2011年の東日本大震災以降、企業に対して従業員用の飲料水や食糧、その他の物資を備蓄する努力義務を課している自治体も多くあります。

災害に備えた備蓄用の食料品やヘルメット等を購入した際の税務上の取扱はどうなっているのでしょうか。

国税庁が公表している「非常用食料品の取扱い」によると、非常用食料品は災害に備えて購入するものであって、備蓄することをもって事業共用したと認められるため、**購入費の全額を購入時の損金に算入する**とされています。

一方、ヘルメットや毛布等については、基本的には減価償却資産に該当します。しかし購入費用は一般的に1つ・1組の金額が10万円未満であるため「少額減価償却資産」に該当し、**備蓄のために購入した事業年度に於いてその全額を損金とすることが出来ます**。

ただ後に転売する等の目的で購入したものについては、棚卸資産に計上され損金算入は出来ないので注意が必要です。



☆有給休暇の取得義務化☆

2019年4月1日から、年10日以上の有給休暇を得ている労働者に対して会社は、5日以上は有給休暇を取得させることが労働基準法上の義務となります。中小企業含む全ての企業が対象です。違反の場合には、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金と厳しい制度になっています。従業員代表と相談の上労使協定を結び、**全社一斉に特定の日を有給休暇としたり、部署ごとに有給休暇を取る日を分けるという方法も可能**です。

制度開始まで半年を切りましたので、早急に自社の方針を決めておきましょう。



＊スタッフブログ＊

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

☆血液型編☆

A型	B型	O型	AB型
あなたの才能に注目が集まりやすい月。組織の中でより高い地位を目指せたり、事業を発展させるチャンスがあるかも。	今月は将来の計画を立てるより、過去を振り返り、情報を収集し、来月以降に起こす変化に備えましょう。	前向きな態度とモチベーションを維持することで、周囲から慕われる存在になり、高評価を得ることが出来るかも。	意識的に行動範囲を広げて、いろんな人と会うようにしてみて。自分にとってプラスになる人脈がつけられそう。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。